

## 入札制度の見直しについて

趣 旨 特定の企業に過度に受注が偏ることを防ぐため、総合評価方式などの入札制度を見直す。

実施時期 (1)平成23年10月11日入札公告分から実施  
(2)平成23年12月1日入札公告分から実施

### 見直し内容

#### 【(1)平成23年10月11日入札公告分から実施】

少額工事は、総合評価方式の対象外とする。

土木・電気・管など2500万円未満

建築一式5000万円未満

総合評価方式において、入札者が共同企業体(JV)の場合は、代表者だけではなく、構成員全員を評価の対象とする。

工事成績や雇用の評価など

一般競争入札において、下位ランクの格付け企業のみを対象とした入札を試行する。

対象：土木，建築

#### 【(2)平成23年12月1日入札公告分から実施】

総合評価方式の評価項目の中で、工事成績よりも地域貢献を重視した案件の入札を試行する。

一般競争入札における一定の高額案件について、一定数の本市の高額工事を施工中の企業の参加を制限する入札を試行する。

### 参考

#### 【平成24年度からの実施に向け検討中のもの】

総合評価方式の評価項目・配点等を見直す。

一般競争入札において、一定の高額工事の受注回数を制限する。

当該年度内に、1度も受注したことがない市内企業を対象とした一般競争入札を試行する。